

騒音規制法に基づく指定地域の騒音規制基準

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 1 項の規定により、同法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域について、規制基準を次のとおり定め、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

平成 27 年 3 月 25 日

田尻町長 原 明美

時間の区分 区域の区分	朝（午前 6 時から 午前 8 時まで） （単位デシベル）	昼間（午前 8 時か ら午後 6 時まで） （単位デシベル）	夕（午後 6 時から 午後 9 時まで） （単位デシベル）	夜間（午後 9 時か ら午前 6 時まで） （単位デシベル）
第二種区域	50	55	50	45
第三種区域	60	65	60	55

（備考）

- 1 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以外の任意の地点において測定することができるものとする。
- 2 第二種区域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第二種中高層住居専用地域及び第一種住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域をいう。
- 3 第三種区域とは、都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、準工業地域をいう。